

玄海町地域教育魅力化支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

要綱第 22 号

令和6年4月5日改正

要綱第 30 号

令和7年 5 月 30 日改正

要綱第 48 号

(趣旨)

第1条 町長は、地域の活性化と将来に向けた定住・交流人口・関係人口拡大を図ることを目的に、佐賀県立唐津青翔高等学校(以下「高校」という。)と協働した地域と教育による魅力化へ資する活動や取組を支援するとともに、高校に進学を希望する学生や高校に通学する学生の親権者又は法定代理人(以下「親権者」という。)の経済的負担を軽減し、全国から高校に入学する生徒募集を支援するため予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則(令和5年玄海町規則第2号、以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) げんかいみらい留学生 高校に通学する目的で町内の下宿等を利用する学生をいう。
- (2) 下宿等 げんかいみらい留学生が町内に居住することを目的に賃貸借契約した下宿、間借り又は民間の賃貸住宅への居住、民宿等へ宿泊することをいう。ただし、3親等以内の親族等が所有する持ち家等に居住するものを除く。
- (3) 家賃等 賃貸物件の賃貸借契約等に基づく物件の使用対価として支払う賃借料又は民宿等への宿泊費のほか下宿等のために取り交わした契約内容に含まれる経費をいう。ただし、管理費、共益費、敷金礼金、仲介手数料などは除く。
- (4) 体験入学等 高校に進学を希望する、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)で定める中学校に通う中学生が、高校への進学を希望し、県外から体験入学等を行うことをいう。
- (5) 交通費等 体験入学等により現住所地と本町の往復に係る交通費及び町内施

設における宿泊費又はげんかいみらい留学生在が親権者の住所地と本町の往復に係る交通費をいう。

(補助金の事業、補助金額)

第3条 補助金の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 生活支援事業
- (2) 学校等見学支援事業
- (3) 帰省支援事業
- (4) 地域教育魅力化事業

2 前項各号の補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条第1項に定める補助金の交付の申請をすることができる者は別表1に定めるものとする。ただし、前条第1項第1号および第3号の補助金の申請に当たっては、高校の授業料等学校徴収金を滞納していない者とする。

2 補助金交付申請書は、様式第1号とする。

3 前条の補助金交付申請書の提出期限は、別表1のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やかにその決定の内容及び交付する額を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 規則第 15 条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第2号のとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱

の規定に基づき交付決定された補助金については、第3条の規定による終了する月まで同日以降もなおその効力を有する。

附 則(令和6年4月5日要綱第 30 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年 5 月 30 日要綱第 48 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1(第3条、第4条関係)

対象事業	対象経費	補助金額	申請対象者	補助条件
生活支援事業	下宿等の家賃等	月額3万円	げんかいみらい留学生又はその親権者	げんかいみらい留学生が入学を許可された月から高校の正規の最短就学期間が修了する日が属する月までとする。(最長 36 月)申請書の提出期限は、4 月分から 9 月分を 10 月末までに、10 月分から 3 月分を 3 月 31 日までとする。
体験入学等支援事業	住所地と目的地の往復に要した交通費等	一 家 族 当 たり上限 3 万 円 (1 の 年度につき 1 回限り)	体験入学等に参加する学生又はその親権者	玄海町職員の旅費に関する条例(昭和 37 年現会長条例第 2 号。以下「旅費条例」という。)に準じ、実費とする。ただし、自家用車を利用した場合の対象区間の対象経費は、別表 2 に規定する額とし、レンタカーを利用した場合は、車両の賃借に係る費用及び有料道路通行料金を含み、宿泊の場合は、町内

				施設に限るものとする。申請書の提出期限は、学校等見学をした日から30日以内とする。
帰省支援事業	下宿等から親権者が生活を営む住所地の往復に要する交通費等	1回当たり上限5万円（1の年度につき2回限り）	げんかいみらい留学生又はその親権者	旅費条例に準じ、実費とする。ただし、自家用車を利用した場合の対象区間の対象経費は、別表2に規定する額とする。申請書の提出期限は、下宿等に帰着した日から30日以内とする。
地域教育魅力化事業	報償費 需用費 役務費 使用料 等	予算の範囲内	趣旨に基づいた活動を実施する者	町・高校・一般社団法人 玄海町みんなの地域商社で構成する共同体で決定した実施内容のうち、地域の活性化と教育の魅力化につながる事業とする。

別表2(第3条、第4条関係)

住所地	対象経費（単位：円）
大阪府	50,000
兵庫県	48,000
鳥取県	45,000
島根県	37,000
岡山県	38,000
広島県	26,000
山口県	16,000
徳島県	46,000
香川県	41,000
高知県	37,000
愛媛県	27,000
福岡県	5,000
長崎県	9,000
熊本県	12,000
大分県	15,000
宮崎県	25,000
鹿児島県	25,000

※上記金額は往復に係る経費であり、住所地都道府県が上記以外(佐賀県を除く。)の場合は、一律 50,000 円とする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

玄海町長様

住 所:

申請者:

連絡先:

玄海町地域教育魅力化支援補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、玄海町補助金等交付規則及び玄海町地域教育魅力化支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金申請額 金 円

3 対象事業(該当する事業に✓を記入)

☐生活支援事業(下宿等契約相手:)

☐学校等見学支援事業

☐帰省支援事業

4 添付書類

・生活支援事業:該当月の家賃等費用の領収書等の写し又はそれがわかる書類

・学校等見学支援事業:別紙

・帰省支援事業:別紙

※生活支援事業及び帰省支援事業のみ学校記入欄(学校長の証明がないものは無効)

上記生徒は本校に在学し、授業料等学校徴収金の滞納が無いことを証明する。

年 月 日 学校及び学校長名 _____ 印

様式第1号 別紙

交通費等経路及び領収書添付書

1 経路

・行程

・利用した交通手段

☐自家用車(有料道路利用 あり・なし) ☐バス(高速バス利用 あり・なし)

☐航空機 ☐鉄道 ☐船舶 ☐タクシー ☐レンタカー ☐その他

・宿泊(町内に限る) ☐あり・☐なし

2 領収書貼付

・補助金申請には、必要事項を記載している領収書等原本が必要となります。

次に該当する場合は、領収書を添付してください。

高速バス、航空機、船舶、タクシー、レンタカーその他の交通手段及び宿泊

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

玄海町長様

申請者住所:

氏名:

連絡先:

玄海町地域教育魅力化支援補助金交付申請書
(地域教育魅力化事業)

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、玄海町補助金等交付規則及び玄海町地域教育魅力化支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

補助申請額	金	円(千円未満切り捨て)
(補助対象経費	金	円×補助率10/10)

3 添付書類

(1) 事業計画書兼収支計画書(別紙1)

(2) 誓約書(別紙2)

様式第 1 号 別紙 1

事業計画書

実施期間		
実施時間		
実施場所		
事業概要	目的	
	事業内容	
備考		

収支計画書

	区 分	予算額(円)	備 考
収入	町補助金		補助率 10/10 (千円未満切捨)
	自己資金		
	合 計		
支出			
	合 計		

様式第 1 号 別紙 2

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、唐津警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

玄海町長

様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日

年 月 日

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

玄 海 町 長 様

申請者住 所:

氏 名:

㊞

玄海町地域教育魅力化支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で確定通知があった玄海町地域教育魅力化支援補助金として、下記金額を交付されるよう玄海町補助金等交付規則及び玄海町地域教育魅力化支援補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 _____ 円

金融機関名			支店・ 支所名						
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									
申請者と口座名義 人が異なる場合	私は、当該補助金の受領を上記の口座名義人に委任します。 申請者氏名: ※本人自署								

※振込先が確認できる資料を添付してください。